

低入札価格調査制度・最低制限価格制度

地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであることから、より良いものでより安いものを調達することが原則とされています。

この原則からすれば、「より安いもの」が良いという考え方もあり得ますが、一方で、地方公共団体における調達においては、「より良いもの」を発注するという条件を満たす必要があります。

つまり、より安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング受注につながることも懸念されます。ダンピング受注は、地方公共団体から見れば、適切な契約の履行の確保がなされない恐れがあることや行政サービスの質が低下するなどの支障が生じかねません。

また、受注側からすれば、下請けへのしわ寄せや、労働条件の悪化等の問題が生じかねない恐れもあります。

さらに社会全体にとっても公正な取引秩序を歪めるおそれがあるといえます。

以上のことから、地方公共団体は、「より良い」もので「より安い」ものを調達するよう入札契約制度を適切に活用し、発注を行っていく必要があります。